

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： ストック・オプション ～無償取得の場合～

役員等に対し業務執行の対価として無償で付与されたストック・オプションに関する税務上の取り扱い、つぎのとおりです。

1. 役員等に対する課税

(1) 所得税の取扱い

	税制非適格	税制適格
権利付与時	課税なし	課税なし
権利行使時	給与所得※1 (=時価－払込金額)	課税なし
株式売却時	譲渡所得 (=売却額－権利行使時の時価)	譲渡所得 (=売却額－払込金額)

※1. 発行会社において、源泉徴収義務が発生

(2) 税制適格の要件

ストック・オプションの付与契約が、つぎの要件を満たす場合に該当します。

- ① 株主総会で決議された新株予約権の引受けに関する募集事項に基づく権利付与であること
- ② 被付与者が、発行会社又はその子会社の取締役、執行役または使用人（相続人を含む）
- ③ 被付与者及びその配偶者等の持株割合が、一定割合未満（上場会社等：1/10以下、その他の会社：1/3以下）
- ④ 権利行使期間が、上記株主総会の日後2年超10年以内であること
- ⑤ 権利行使価額の年間の合計額※2 ≤ 1,200万円
- ⑥ 権利行使価額 ≥ 契約締結時の時価
- ⑦ 権利について譲渡禁止条項があること
- ⑧ 株式の交付が、付与決議の内容に反しないこと
- ⑨ 交付株式が、発行会社と金融商品取引業者間の一定の契約締結に従い、保管の委託等がされること
- ⑩ 付与日の属する年の翌年1月31日までに「特定新株予約権等の付与に関する調書」を税務署長へ提出すること

※2. 2社以上ある場合は、その合計額

2. 発行会社の権利付与に係る費用の取扱い

	税制非適格	税制適格
権利付与時	損金不算入	損金不算入
権利行使時	損金算入	損金不算入

お見逃しなく！

ストック・オプションを有償で取得した場合も、時価未満で発行された場合は税制適格性に基づき、同様の所得課税が発生します。